

# 琉球大学学術リポジトリ

## 沖縄返還交渉資料第9巻

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-07 キーワード (Ja): 在米国接收財産返還, 訪沖調査団, プライス法案審議, 個人タクシー認可問題, 黒い霧問題, 警察法の改正, 牛場次官, 自民党佐藤派議員会合, 沖縄返還問題 (財政金融的側面), 祖国復帰に関する請願 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43635">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43635</a>

時、初、原、稿

昭和四十四年四月七日受理

沖繩の早期復帰実現に関する請願(第四四三五号)

請願者 岡山県議会議長 大木清福

紹介議員 大村 要治君

本請願の要旨は、日本固有の領土である沖繩が戦後二十四年を経たこんにち、なお米国の統治下にあるが、沖繩九十万の住民はもちろん日本国民あげて日本本土への復帰を熱望している。ついでには、沖繩の日本本土への早期復帰実現のため、格段の努力を払われたいというのである。

沖繩及び北方問題に関する特別委員会 付託

昭和四十四年四月八日受理

沖繩即時無条件全面返還に関する請願(第四五三八号)

請願者 長野県諏訪市湖畔通り二二の二八東洋バルザ労働組合

紹介議員 林 百郎君

本請願の要旨は、アメリカの沖繩支配は国連憲章に違反し、また政府が沖繩住民の意思を問うことなく、一方的に施政権をアメリカに譲つたことは憲法に違反する。アメリカは日本に対して軍事的、経済的肩がわりを求めているが、これは明らかに内政干渉であり、これに応じて政府が、核つき基地自由使用による沖繩返還を機に、核武装、再軍備の道をとりようとしていることは憲法に違反し、国民を無視したものである。ついでには、次記事項を措置されたいというのである。(一)日米両政府は対日平和条約第三条を撤廃して沖繩の即時無条件全面返還を実現すること。(二)日米両政府は沖繩、本土間の国内渡航の自由を実現すること。(三)日米両政府は安保条約を破棄し、日本国憲法を尊重し、アメリカのベトナム侵略戦争とこれに対する加担をやめるよう、最大の努力を払うこと、等。

沖繩及び北方問題に関する特別委員会 付託

Handwritten notes in Japanese, including the number '三' and various illegible characters.

四五三七

四五三八

Handwritten text below the numbers.

原稿執筆依頼書

要領

昭和44年 9月 11日

南 誠

北米才一課長 課長殿

国内広報課長

今般、総理府広報室より、「時の勤志」政府広報に使用する目的をもつて、下記の変領により原稿作成方依頼がありましたので、貴課において執筆方お願いします。

記

1. 広報に使用される掲載誌(紙)名および発行日 「時の勤志」—政府の窓 9月11日号 (~~巻上~~)
  2. 標 題 沖縄返還交渉経緯 (箇條書き)
  3. 内 容 約30項目 (-項目30文字以内)  
(平和条約発効時以降)
  4. 原稿枚数(縦書) ~~200~~ 字詰 ~~枚~~ 行
  5. 原稿の切期日 8月 ~~16日(土)~~ 15日(金)
- 備考 執筆した原稿は、課長決裁を経て国内広報課右中事務官まで送付下さい。

南 誠

一岡山県議会議長大本満福、請願について  
特に意見はない。

一長野県諏訪市湖岸通り（二）（一）ハ

東洋バルガス物組合 原清の請願について

了については目下交渉中であり、政府は日米友好  
協力関係の枠内で処理する方針である。

了の要については、この問題を含む種々の懸念

参衆 問

案は、交渉の進捗状況を見ながら、日米  
友好協力関係の枠内で処理する積りである。  
三については、政府は日米安保条約堅持の  
方針をとつておる。

参衆 問

アメリカ局長  
参事  
北米才一課長

「時、動き、用原稿」について

44. 8. 13  
米北一

總理府広報室より、「時、動き、用原稿」  
執筆方要請が来りました。別添を通り

作成しました。  
なお、本原稿は表紙の裏面に掲載

のためにつき、簡潔書きとすべし、旨依頼  
が来りました。即参考まで。また制限

字数は900字以内。  
締切日 8月14日(金)

北米才一課長

「時、動き、用原稿」追加について

44. 10. 14  
米北一

動きに局長より即決載を得た本件原稿  
について、国内広報課より第2回要知・ロウヤ-2

会誌の追加方要請が来りました。別添5頁-4より  
通り起草しました。

なお、<sup>改め</sup>追加後、即決載を得た後、国内広報課  
より總理府広報室に送付打合せいたしました。

(No. / )

時、郵送「前」

沖繩返還交渉経緯

岸・アインゼンハフ会談（一九五七年六月）

岸総理は「~~沖繩~~」に付き、施政権の日本への返還について、この日本国民の強い希望を強調。

池田・ケネディ会談（一九六一年六月）

「ケ」大統領は池田総理に、昔日本が潜在主権を保有する琉球諸島に用進する諸事項に関し、意思を交換。

池田・ジョーンズ会談（一九六五年）

外務省

10x20

(No. 2 )

佐藤総理は、琉球諸島の施政権が、この間に、中早の機会に、日本へ返還されることへの願望を表明。

池田・佐藤・ジョーンズ会談（一九六七年一月）

佐藤総理は、日米両国政府が、この二、三年以内に双方の満足しう返還の時期につき合意すべしと主張。総理は「ケ」大統領は、日米両国政府が沖繩の施政権を日本へ返還す

外務省

10x20

(No. 3)

のと方針。もとに、米の消費  
 原の検討と行なうことに合意。  
 一、第一回愛知、ロジャーズ会議（一九六六  
 年六月）  
 愛知外務大臣は米側代表として訪米の際、ロ  
 ジャーズ副長官等米側首脳に對し、(一)一九  
 七二年中の返還、(二)安保条約及び公明連取料  
 と互々米沖繩にも適用、(三)米の返還に  
 きた返還後の沖繩が本土と差別を少く結果に

外務省

10x20

(No. 4)

が國の國民の特殊な感情への配慮、といふ日  
 本政府の基本的立場を伝えぬ。  
 一、第二回愛知、ロジャーズ会議（一九六六  
 年七月）  
 第七回日米貿易経済合同委員会が期中、  
 愛知外務大臣とロジャーズ副長官は沖繩返  
 還問題につき会議。九月中旬、愛知大臣とロ  
長官の会議す。二、及ぶ。三、米側の  
米の返還す。二、に努力す。二、に合意。

外務省

10x20